

1日あたり・ご利用料金モデル(短期入所生活介護)

平成30年8月～

※利用者さまにより、状況が異なりますのであくまで目安としてお考え下さい。

単位:円

【介護度1】		施設利用料	機能訓練体制加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	※介護職員処遇改善加算	居住費	食費	日用品	教養娯楽費	合計
負担割合 1割	限度額認定(第2段階)	705	13	5	9	19	62	820	390	300	200	2,523
	限度額認定(第3段階)	705	13	5	9	19	62	1,310	650	300	200	3,273
	限度額認定証なし	705	13	5	9	19	62	1,970	2,240	300	200	5,523
負担割合 2割		1,409	25	9	17	37	124	1,970	2,240	300	200	6,331
負担割合 3割		2,114	37	13	25	56	186	1,970	2,240	300	200	7,141

【介護度2】		施設利用料	機能訓練体制加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	※介護職員処遇改善加算	居住費	食費	日用品	教養娯楽費	合計
負担割合 1割	限度額認定(第2段階)	774	13	5	9	19	67	820	390	300	200	2,597
	限度額認定(第3段階)	774	13	5	9	19	67	1,310	650	300	200	3,347
	限度額認定証なし	774	13	5	9	19	67	1,970	2,240	300	200	5,597
負担割合 2割		1,548	25	9	17	37	134	1,970	2,240	300	200	6,480
負担割合 3割		2,322	37	13	25	56	201	1,970	2,240	300	200	7,364

【介護度3】		施設利用料	機能訓練体制加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	※介護職員処遇改善加算	居住費	食費	日用品	教養娯楽費	合計
負担割合 1割	限度額認定(第2段階)	850	13	5	9	19	73	820	390	300	200	2,679
	限度額認定(第3段階)	850	13	5	9	19	73	1,310	650	300	200	3,429
	限度額認定証なし	850	13	5	9	19	73	1,970	2,240	300	200	5,679
負担割合 2割		1,699	25	9	17	37	147	1,970	2,240	300	200	6,644
負担割合 3割		2,548	37	13	25	56	220	1,970	2,240	300	200	7,609

【介護度4】		施設利用料	機能訓練体制加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	※介護職員処遇改善加算	居住費	食費	日用品	教養娯楽費	合計
負担割合 1割	限度額認定(第2段階)	919	13	5	9	19	80	820	390	300	200	2,755
	限度額認定(第3段階)	919	13	5	9	19	80	1,310	650	300	200	3,505
	限度額認定証なし	919	13	5	9	19	80	1,970	2,240	300	200	5,755
負担割合 2割		1,837	25	9	17	37	159	1,970	2,240	300	200	6,794
負担割合 3割		2,755	37	13	25	56	239	1,970	2,240	300	200	7,835

【介護度5】		施設利用料	機能訓練体制加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	※介護職員処遇改善加算	居住費	食費	日用品	教養娯楽費	合計
負担割合 1割	限度額認定(第2段階)	988	13	5	9	19	85	820	390	300	200	2,829
	限度額認定(第3段階)	988	13	5	9	19	85	1,310	650	300	200	3,579
	限度額認定証なし	988	13	5	9	19	85	1,970	2,240	300	200	5,829
負担割合 2割		1,975	25	9	17	37	169	1,970	2,240	300	200	6,942
負担割合 3割		2,963	37	13	25	56	254	1,970	2,240	300	200	8,058

※居室にて、施設のテレビをご利用の場合には、別途「貸出テレビ利用料(電気代込み)」として、1日あたり43円(税込)がかかります。

※居室にて、利用者様によるテレビ持ち込みの場合には、別途「持込テレビ電気代」として、1日あたり21円(税込)がかかります。

※負担限度額の認定を受けるためには、市区町村に申請が必要となります。